

令和7年第1回定例会(令和7年3月10日)

総務企画消防委員会委員長（森山 義治 委員長）

去る3月5日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第1号 令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）」関係部分ほか4件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第1号 令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）」関係部分についてであります。

総務課関係部分では、別府市新港町にあるシルバー人材センター跡地と旧朝日出張所跡地の一部について、市有地を売却し土地売却収入の追加額、2億744万6,000円を補正計上する旨の説明がありました。

委員から、シルバー人材センター跡地の維持管理費について質疑がなされ、当局から、建物の解体後は維持費はかかっていないが、売却に至るまでの期間に土地の貸し付けは行っていた旨の答弁がありました。

次に、職員課関係部分では、自己都合等による退職者11名などの退職手当を増額補正するものとの説明がありました。

次に、資産税課関係部分では、地方税法附則第17条の2に基づき、地価の下落分を令和7年度の固定資産税における土地の評価に反映させるための不動産鑑定評価委託料を減額補正するものとの説明がありました。

次に、政策企画課関係部分では、新しい地方経済・生活環境創生交付金3,471万6,000円は、大規模災害時における避難所の環境改善を推進するための資機材購入費に対する交付金として補正計上するものとの説明がありました。

委員から、この交付金の令和7年度の見込みについて質疑がなされ、当局から、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、従来の地方創生関係の交付金が再編されたものであり、昨年11月に閣議決定された総合経済対策に計上されたものを活用した。引き続き、国の令和7年度当初予算にも計上されており、最大限活用していくとの答弁がありました。

次に、財政課関係部分では、普通地方交付税の追加額について、国の補正予算（第1号）に伴い、普通地方交付税が追加交付されるもので、当初予算との差額2億6,721万2,000円を補正計上するものとの説明がありました。

また、別府市減債基金積立金1億6,526万1,000円は、国の補正予算に伴い追加措置された普通地方交付税のうち、臨時財政対策債の償還財源として措置された額を積み立てるものであり、別府市公共施設再編整備基金積立金2億744万6,000円については、土地売却収入について、公共施設の保全等の財源として活

用するため、積み立てるものとの説明がありました。

次に、情報政策課関係部分では、主な内容として、システム標準化に先立つシステム構築作業の経費として予定していた国の共通サーバ環境（ガバメントクラウド）等の使用料について、令和6年度中の執行の必要がなくなったことから、減額補正するものとの説明がありました。

次に、防災危機管理課関係部分では、国の令和6年度補正予算において採択された市町村の防災対策を支援する「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、大規模災害時に備えて、防災・減災に必要な資機資材等の購入を行うことにより、避難所の生活環境改善を図るための経費を追加補正計上するものとの説明がありました。

委員から、購入する備品等の配置場所について質疑がなされ、当局から、まず市内3か所の防災倉庫に保管し、そこから各避難所など必要な所に、配置していく予定である旨の答弁がありました。

次に、行政委員会総合事務局関係部分では、昨年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に係る執行経費の精算に伴う減額の補正予算を計上したものであるとの説明がありました。

最後に、消防本部関係部分では、消防装備用備品費について、今年度、更新計画に基づき予算を計上していた、防火衣及び消防用ホースの購入に当たり、入札により差額が生じたため、減額補正計上するものとの説明がありました。

最終的に、「議第1号 令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）」関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、1件の条例議案及び3件のその他議案についてであります。

初めに、「議第17号 市長専決処分条例等の一部改正について」では、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）により地方自治法の改正が行われ、条例が引用している条項の前に新たに1条が追加され引用条項に移動が生じたため条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、「議第34号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について」では、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により、大分都市広域圏を構成する由布市及び日出町が設置する公民館やスポーツ施設等、合計12施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものとの説明がありました。

次に、「議第35号 字の区域及びその名称の変更について」では、通称新別府、実相寺、観海寺及び南立石本町の4町において、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものとの説明がありました。

最後に、「議第38号」財政課関係部分では、国の補正予算（第1号）に伴い交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加額9億5,100万円を歳出補正予算に計上した物価高騰対策に関する3事業の財源とするため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「令和6年度別府市一般会計補正予算（第9号）」として、市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、物価高騰対策の交付金で、別府市が実施する事業の進捗状況は公表されているかという質疑がなされ、当局から、物価高騰対策の交付金については、実施状況を各自治体が公表するようになっている。令和5年度については、国に計画を提出し、事業終了後、公表することになっており、令和6年度についても、この事業終了後に市のホームページで公表することになる旨の答弁がありました。

また、別の委員から、今回の物価高騰対策は、市民からの評価が高い。行政としてはスピード感を持ってやっていただくと市民からの評価にもつながるので、市民の意見を行政に反映させられるように、今後もスピード感をもって対応してもらいたいとの意見がなされた次第であります。

以上1件の条例議案及び3件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。